

スチュワードシップ活動に関する自己評価(詳細版)

スチュワードシップ・コード		アセットマネジメントOneの取組方針		自己評価(2017年度)	
原則	指針				
原則1	スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。	1-1. ・当社は、責任ある運用機関として、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)や議決権行使などを通じて、中長期的な視点から当該企業の企業価値向上やその持続的成長を促すことが、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大を図ることになると考え、本方針を策定いたします。	1-1. ・当社は、スチュワードシップ責任を適切に果たすことが、日本の経済・社会に豊かな実りをもたらすと確信しており、スチュワードシップ・コードへの当社取組方針に基づき、顧客・受益者や社会に貢献する運用機関として、社会資源の最適配分を通じ、経済・社会の健全な発展に寄与すべく、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長に繋がる議決権行使やエンゲージメントを実施しております。 ・本年度は、スチュワードシップ活動の高度化を企図し、体制の強化、本コードへの当社取組方針の見直し、議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準の改定を実施いたしました。	1-1. ・当社は、スチュワードシップ責任を適切に果たすことが、日本の経済・社会に豊かな実りをもたらすと確信しており、スチュワードシップ・コードへの当社取組方針に基づき、顧客・受益者や社会に貢献する運用機関として、社会資源の最適配分を通じ、経済・社会の健全な発展に寄与すべく、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長に繋がる議決権行使やエンゲージメントを実施しております。 ・本年度は、スチュワードシップ活動の高度化を企図し、体制の強化、本コードへの当社取組方針の見直し、議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準の改定を実施いたしました。
		1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	1-2. ・当社は、この考えに則り、高い専門性と豊富な経験を有するアナリストを配置し、投資先企業の財務情報だけでなく、ガバナンスや社会・環境問題(いわゆる「ESG」)など、非財務情報も的確に把握し、中長期的な視点からエンゲージメントや議決権行使を適切に実施することにより、投資先企業の企業価値向上を通じ、社会資源の最適な配分を促し、経済・社会の健全な発展に貢献してまいります。 ・更にアナリストの研鑽や、スチュワードシップ活動を定期的に省みることなどにより、取組みの改善・向上に努めるとともに、スチュワードシップ活動の状況をお客さまに報告し、受託者としての説明責任を果たしてまいります。 ・これらの幅広い活動を行うことが、「責任ある運用機関」として、スチュワードシップ責任を果たすことと考えております。	1-2. ・スチュワードシップ・コード改訂を受け、2017年6月、当社取組方針の見直しを実施いたしました。全原則にコンプライアするとともに、全指針に対する取組方針を策定し当社ウェブサイトにて公表いたしました(英語バージョンにも対応済みです)。 ・当社取組方針の見直しでは、資産運用業界のフロントランナーとして、ベストプラクティスを目指して取組んできた内容を踏まえ、主に「利益相反管理の高度化」「議決権行使における個別結果の公表」「パッシブ運用におけるエンゲージメント活動」「スチュワードシップ活動の自己評価」について改定いたしました。	1-2. ・スチュワードシップ・コード改訂を受け、2017年6月、当社取組方針の見直しを実施いたしました。全原則にコンプライアするとともに、全指針に対する取組方針を策定し当社ウェブサイトにて公表いたしました(英語バージョンにも対応済みです)。 ・当社取組方針の見直しでは、資産運用業界のフロントランナーとして、ベストプラクティスを目指して取組んできた内容を踏まえ、主に「利益相反管理の高度化」「議決権行使における個別結果の公表」「パッシブ運用におけるエンゲージメント活動」「スチュワードシップ活動の自己評価」について改定いたしました。
		1-3. アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。	1-3. 対象外	1-3. 対象外	1-3. 対象外

スチュワードシップ・コード		指針	アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2017年度)
原則				
		1-4. アセットオーナーは、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。	1-4. 対象外	1-4. 対象外
		1-5. アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。	1-5. 対象外	1-5. 対象外
原則2	スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。	2-1. ・当社は、スチュワードシップ活動に際し、お客さまの利益を第一として行動します。利益相反については、社内規程に則り厳格に管理いたします。	2-1. ・スチュワードシップ活動に際しては、お客さまの利益を第一として行動しております。スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使においては、全議案について、議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準に基づいて指図いたしました。議決権行使に関する情報遮断やコンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理しております。
		2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。	2-2. ・当社は、当社が運用を行うファンドにおいて保有している株式の議決権を行使するに当たっては、議決権行使ガイドラインに則り、お客さまの利益のみに忠実に議決権を行使いたします。「利益相反管理方針」の概要については、当社ウェブサイトにて公表しております。 (リンク先⇒利益相反管理方針の概要) ・当社は、当社および「みずほフィナンシャルグループ」「第一生命グループ」が行う取引に関して、当社が行う業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引の管理を行い、お客さまの保護と利便性の向上に努めております。利益相反のおそれのある取引については、あらかじめ特定・類型化し、定期的および必要に応じて都度見直しを実施しております。	2-2. ・利益相反管理方針の概要を当社ウェブサイトにて公表しております。 ・本年度は、モニタリング強化や類型の細分化等利益相反管理の厳格化に向けた改定を実施いたしました。 ・2017年6月のスチュワードシップ・コードへの当社取組方針改定に合わせて、議決権行使に関する利益相反管理を強化いたしました。議決権を行使する役員と、それ以外の当社内外の者との間で、議決権行使に関する情報を遮断する規定を設け、さらに実効性を高めるため、内部通報制度の設置、コンプライアンス担当部署による議決権行使結果のモニタリング体制の構築を行い、牽制機能を強化いたしました。 ・議決権を行使する役員について、親会社等との間で適切な人事異動制限を設定し、厳格に管理いたしました。
			・スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使に係る利益相反については、議決権を行使する役員と、それ以外の当社内外の者との間で、議決権行使に関する情報を遮断し、その旨を規定しております。情報遮断の実効性を高めるため、コンプライアンス担当部署による議決権行使結果のモニタリング体制を構築し、牽制機能を整えています。また、議決権を行使する役員について、親会社等との間で、適切な人事異動制限を設けております。	<今後の課題> ・利益相反管理方針の役員への徹底および厳格な運営、コンプライアンス担当部署によるモニタリングを継続してまいります。

スチュワードシップ・コード		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2017年度)
原則	指針		
	<p>2-3. 運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。</p> <p>2-4. 運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。</p>	<p>2-3 ・当社は、経営政策委員会として「責任投資委員会」を設置し、適切に利益相反を管理いたします。責任投資委員会は、運用本部長を委員長、リスク管理本部長等を委員とし、経営企画・営業部門から独立した資産運用部門において審議を尽くし、責任投資を推進してまいります。監査等委員が責任投資委員会に出席するなど、適切な牽制体制を構築しております。 ・議決権行使ガイドラインの制改定に関しては、監査等委員会に制改定案を報告後、責任投資委員会にて審議、取締役社長決裁にて決定いたします。 ・親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。その行使結果については、取締役会および監査等委員会に報告することによって、モニタリングする体制を構築しております。</p> <p>2-4. ・当社の経営陣は、お客さまを第一と考え、お客さまの信頼を得ることこそが、健全経営を確保し、ひいてはすべてのステークホルダーからの信頼を得るための基盤となると考えております。当社では、取締役会、監査等委員会および責任投資委員会をはじめとする各種経営政策委員会におけるガバナンス体制の機能により、親会社等との間の適切な経営の独立性を確保・維持しております。特に、利益相反については、「利益相反管理方針」を定めるなど、管理の徹底を推進しております。</p>	<p>2-3 ・2017年6月総会では、親会社等の議案について、議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を実施いたしました。 ・2017年6月末には、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議を新設し、利益相反に関する管理体制を強化いたしました。</p> <p>2-4. ・当社の経営陣は、お客さまを第一と考え、そのために、利益相反の管理を極めて重要な取組みと認識しております。 ・本年度は、情報遮断の取組み強化、議決権行使諮問会議の設置、人事異動制限の新設などの施策を実施いたしました。 ・引続き、「利益相反管理方針」に基き、当社および「みずほフィナンシャルグループ」「第一生命グループ」が行う取引に関して、当社が行う業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引の管理の徹底を推進しております。</p>
原則3	<p>投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p> <p>3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。</p> <p>3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。</p>	<p>3-1. ・当社では、投資先企業の状況を的確に把握するために、高い専門性と豊富な経験を有するアナリストを配置し、様々な機会を通じ、業績等の財務情報だけでなく、ガバナンスや社会・環境問題(いわゆる「ESG」)など、投資先企業の非財務情報も的確に把握いたします。</p> <p>3-2. ・当社は、中長期的な視点から投資先企業の状況を継続的に調査し、投資先企業とのエンゲージメント内容を定期的に確認していくことにより、当該企業の状況の実効的な把握に努めてまいります。また、その取組み状況については、責任投資委員会にて報告し、適切に確認を行うとともに改善に努めてまいります。</p>	<p>3-1. ・高い専門性と豊富な経験を有するアナリストにより、パッシブ運用、アクティブ運用それぞれの観点から投資先企業の課題の把握に努めております。 ・投資先企業に対するエンゲージメント活動には、責任投資部に所属するESGアナリスト(7人、平均経験年数24.7年)および株式運用グループリサーチアナリスト(25人、平均経験年数19.7年)が従事しております。責任投資部員は、株式市場全体の底上げを目指し、主にパッシブ運用におけるエンゲージメントおよび、株主総会議案を対話の中心とした議決権ミーティングを実施し、株式運用グループリサーチアナリストは、運用ポートフォリオにおける収益拡大を目指し、アクティブ運用におけるエンゲージメントを担当しております。 ・ESG課題については、外部のESG評価機関の評価に加え、本年度、新たに「ESG対話用スコア」(株価との連動性の高いESG項目をスコア化)を開発し、非財務情報の把握の高度化に努めました。</p> <p><今後の課題> ・社会の要請や外部環境の変化などを注視しながら、投資先企業が抱える課題の適切な把握に努めてまいります。</p> <p>3-2. ・投資先企業の企業価値向上とその持続的な成長を図る上で重要と考えられる課題(マテリアリティ)と価値創造プロセス、事業戦略との整合性等中長期的な視点から、継続的にエンゲージメントを実施しております。 ・パッシブ運用、アクティブ運用それぞれの観点から選定したエンゲージメント重点企業については、事前に設定した課題に対し、マイルストーン管理を行い、四半期毎に責任投資委員会に報告することにより、取組み内容の実効性を確認しております。</p> <p><今後の課題> ・エンゲージメント進捗管理の更なる高度化に努めてまいります。</p>

スチュワードシップ・コード		アセットマネジメントOneの取組方針		自己評価(2017年度)
原則	指針			
	3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会(社会・環境問題に関連するものを含む)及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。	3-3. ・当社では、企業戦略、業績、資本構造、ガバナンス、社会・環境など把握すべき事項について、独自の視点から投資先企業、業界、市場全体(テーマ)それぞれが抱える課題の把握に努めてまいります。 ・当社では、ガバナンスは勿論のこと、非財務情報の中でも特に投資先企業の持続的な成長や企業価値の向上を考える上での阻害要因または収益獲得機会となりうる社会・環境問題について、専門部署である責任投資部に配置したESGアナリストを中心に積極的なエンゲージメントを行います。また、ESG情報の開示が遅れている投資先企業に対しては、エンゲージメントを通じて積極的な開示や開示内容の改善を働きかけております。 ・なお、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握するよう努めてまいります。	3-3. ・株式市場全体の底上げを目的とするパッシブ運用、リターンの拡大を目的とするアクティブ運用それぞれの視点に応じて、投資先企業の課題を6つに類型化(企業戦略、業績、資本構造、ガバナンス、社会・環境、その他事項)し、当該企業の状況把握を実施しております。 ・パッシブ運用では企業基盤をなす非財務情報を特に重視するため、外部ESG評価機関の分析に加え、本年度は、日本企業を長年きめ細かく見てきた当社独自の知見を活かし業種ごとの重要課題を明確化するプロセスを加えるとともに、株価との連動性の高いESG項目に着目した「ESG対話スコア」を新たに開発し、投資先企業が抱える課題の把握力を強化いたしました。 ・不祥事が発生した場合には、ESGアナリスト、議決権行使専任担当者、リサーチアナリストが連携し、問題の所在並びに株主価値への影響等早期の実態究明を実施いたしました。	<今後の課題> ・中長期的に市場テーマとなり得るESG課題に関する調査・研究に努めてまいります。 ・不祥事発生企業については、株主価値毀損及び社会的影響を考慮し、重点的にエンゲージメントを継続してまいります。
原則4	投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的な成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	4-1. ・当社は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的な成長を促すことを目的としたエンゲージメントを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めてまいります。 ・投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメントの内容等を踏まえ、企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該企業に対して更なる対話を求め、問題の改善に向けた取組みを促すよう努めてまいります。	4-1. ・投資先企業が抱える課題を事前に調査・分析し、エンゲージメントを通じて認識の共有を図りました。特に、企業価値向上とその持続的な成長の基盤となるESGに関しては、当社のESGに対する考え方を伝え、投資先企業のESG課題を資料にして提示することにより、認識の共有を強固なものとし、課題解決に向けたエンゲージメントを実施いたしました。 ・ガバナンス課題については、当社の議決権行使ガイドラインに基づく議決権行使結果のフィードバックを強化いたしました。 ・投資先企業で不祥事が発生した場合には、企業価値毀損や社会的影響を考慮し、パッシブ視点の重点企業として、問題の所在および企業価値毀損を早期に把握し、再発防止策の徹底とリスクマネジメント等ガバナンス体制の強化を促すエンゲージメントを実施いたしました。
	パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。	4-2. パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。	4-2. ・パッシブ運用においては、責任投資部に配置したESGアナリスト・議決権行使専任担当者の充実により、中長期的な視点に立ったエンゲージメントや議決権行使を通じて、投資先企業の企業価値向上ならびに株式市場全体の底上げに貢献できるよう努めてまいります。	4-2. ・エンゲージメントに関する年度計画通り、パッシブ運用のエンゲージメントに注力いたしました。 ・本年度は、パッシブ視点でのエンゲージメント重点企業を選定するプロセスを独立、明確化し、ESGアナリストの拡充とともに、パッシブ視点のエンゲージメント重点企業を前年度の120社(TOPIXウエイト14%)から160社(同31%)へ増加させました。 ・パッシブ視点のエンゲージメント重点企業は、従来からの低ESG評価企業、低ROE企業に加え、本年度は、当社独自のESGテーマを設定し、市場全体の底上げを目的に選定いたしました。

スチュワードシップ・コード		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2017年度)
原則	指針		
	4-3. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである。	4-3. ・当社は、日本を代表する運用機関として、企業の理念・歴史・文化に加え、ガバナンスや社会・環境問題(いわゆる「ESG」)への深い理解に基づいた議論を重ねることで、様々な成長局面にある投資先企業の企業価値向上に向けた取組みを後押しすることをエンゲージメントの基本方針としております。 ・不祥事の発生や長期的な業績不振などにより、企業価値を大きく毀損するおそれがある場合には、更なる対話を求め、市場の代弁者として厳しい目線で対峙することを通じ、企業価値改善を促してまいります。	4-3. ・様々な成長局面にある投資先企業の企業価値向上とその持続的成長の観点から、事前に重要な課題を特定し、エンゲージメントを実施しております。 ・不祥事の発生や長期的な業績不振により、企業価値を大きく毀損するおそれのある企業については、パッシブ視点の重点企業としてエンゲージメントを強化いたしました。 ・当社のESGに対する考え方やエンゲージメント活動内容については、証券アナリストジャーナル2018年1月号に論文「エンゲージメントを通じたESGの推進」を発表いたしました。 ・投資先企業の統合報告書の質的向上を目的に、日本経済新聞社主催の「日経アニュアルレポート・アワード」の審査を担当いたしました。 ＜今後の課題＞ ・社会の要請や外部環境の変化などを注視しながら、投資先企業の課題解決に向けたエンゲージメントの更なる高度化に努めてまいります。
	4-4. 機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(集団的エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。	4-4. ・当社では、原則として単独でエンゲージメント活動を行いますが、他の機関投資家と協働した対話(集団的エンゲージメント)が有益と考えられる場合には検討いたします。	4-4. ・アセットマネジメントOneとしてのエンゲージメント活動を確立し、パッシブ運用、アクティブ運用の両面から、質量とも充実したエンゲージメント活動を実施いたしました。 ・温室効果ガス排出量が多い100社(+α)に対して、グローバルな投資家が連携してエンゲージメントを行うイニシアティブClimate Action 100+への参加を表明いたしました。 ＜今後の課題＞ ・Climate Action 100+への対応等ESG課題の解決を促す取組強化に努めてまいります。
	4-5. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。	4-5. ・当社は、公表された情報をもとに投資活動を行います。投資先企業とのエンゲージメントにおいて、未公表の重要事実を受領いたしません。万一、未公表の重要事実を受領した場合は、社内の規程に則り適切に管理し、法令等を遵守いたします。	4-5. ・投資先企業とのエンゲージメントに際しては、事前に「法人関係情報(重要事実を含む)の確認について」「重要提案行為に関する弊社の考え方について」を配布し、エンゲージメントにおける留意点を共有した上でエンゲージメントを実施いたしました。 ・未公表の重要事実の受領はございません。
原則5	議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	5-1. ・当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。	5-1. ・全ての保有株式について、議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準に基づいて議決権を行使いたしました。 ・議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準を、全ての議案に画一的に適用するのではなく、投資先企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた賛否判断も実施しております。 ＜今後の課題＞ ・議決権行使とエンゲージメントのリンケージの強化に努めてまいります。

スチュワードシップ・コード		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2017年度)
原則	指針		
	<p>5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	<p>5-2. ・当社は、『議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準』に行使判断の方針および基準を定め、当社ウェブサイトに公表いたします。 (リンク先⇒国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準) ・当社は、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容を踏まえた議決権行使を通じ、中長期的な株主利益の最大化を目的とした経営および適切なガバナンスの下での環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促してまいります。</p>	<p>5-2. ・投資先企業の持続的な企業価値向上を通じた株主利益の最大化を目的として、議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準を改定いたしました。 ・主な変更点は以下の通りです。2018年5月改定内容:取締役選任(新たな業績基準の追加)、社外取締役選任(独立性基準の見直しおよび出席率基準の引き上げ)、役員報酬(業績連動報酬等の付与対象者の見直し、退職慰労金贈呈への反対、譲渡制限付株式における譲渡制限期間の新設)、買収防衛策(株主総会への付議)、株主提案(当社の考え方を一部類型化)。</p> <p><今後の課題> ・コーポレートガバナンスに関連する法制度・諸規則の変更やそれらに対する議論を踏まえた議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準の見直しを適切に行ってまいります。</p>
	<p>5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。 また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。 議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。</p>	<p>5-3. ・上記ガイドラインや議案判断基準に則って判断した議決権行使結果は、議案の主な種類ごと(剰余金処分案、取締役・監査役選任議案など)の集計結果と投資先企業の個別議案ごとの行使結果を、四半期ごとに当社ウェブサイトに公表いたします。 (開示時期到来時リンク先⇒議決権行使指図結果)</p>	<p>5-3. ・当社の議決権行使について、本年度より、全体の集計結果(議案を主な種類ごとに整理・集計)に加え、個別企業毎の行使結果(議案毎)の四半期毎の公表を当社ウェブサイトにおいて開始いたしました。</p>
	<p>5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。</p>	<p>5-4. ・当社は、『議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準』に則り、自社独自で議決権を行使しております。但し、親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案に関しては、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。</p>	<p>5-4. ・全議案について、当社の議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施いたしました。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用いたしました。</p>
	<p>5-5. 議決権行使助言会社は、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入し、また、本コードの各原則(指針を含む)が自らに当てはまることに留意して、適切にサービスを提供すべきである。また、議決権行使助言会社は、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すべきである。</p>	<p>5-4. 対象外</p>	<p>5-5. 対象外</p>

スチュワードシップ・コード		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2017年度)
原則	指針		
原則6	議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	6-1. 運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである。	6-1. ・当社は、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使など、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況について、当社ウェブサイトなどを通じ、定期的に報告いたします。 (開示時期到来時リンク先⇒エンゲージメント活動状況、議決権行使指図結果)
		6-2. アセットオーナーは、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである。	6-2. 対象外
		6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである。	6-3. ・当社は、議決権行使やエンゲージメントの実施状況などスチュワードシップ活動について、定期的に公表いたします。公表内容については、お客さまの目線に立ち、適宜改善を図るなど工夫いたします。
		6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。	6-4. ・当社は、議決権行使の状況やエンゲージメント活動について記録に残し、定期的な振り返りを行い、取組み改善に努めてまいります。
原則7	投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。 このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。	7-1. ・当社は、投資先企業との長期的な相互信頼関係を大切にするとともに、高いスキルをもったプロフェッショナルとして、知見と発想力を磨き上げることに努めてまいります。 ・当社は、責任投資部を設置し、ESGアナリストおよび議決権行使専任担当者を充実させるなどスチュワードシップ責任を果たすための体制を整備しております。
		7-2. 特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。	7-2. ・当社の経営陣は、アセットマネジメント業務に精通するなど実効的なスチュワードシップ活動の推進とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担う能力を有した者が取締役役に就任しております。また、様々な分野で高い知見を有する専門家を独立社外取締役に招聘し、独立性・透明性の高い経営体制を構築しております。当社の経営陣は、スチュワードシップ活動の中核を担う「責任投資部」を設置し、ESGアナリストを充実させるなど体制強化に努めてまいります。

スチュワードシップ・コード		アセットマネジメントOneの取組方針	自己評価(2017年度)
原則	指針		
	<p>7-3. 対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。</p>	<p>7-3. ・必要に応じ、外部の専門家や有識者、他の機関投資家との意見交換を行います。</p>	<p>7-3. ・経済産業省、環境省主催の各種協議会に委員やオブザーバーを派遣するとともに、社会・環境課題をテーマに大学研究者との意見交換も実施し、産学官連携によるESG課題解決に向けた取組みを強化いたしました。 ・証券会社やESG評価機関との意見交換も実施しております。</p> <p><今後の課題> ・他の運用機関との有機的かつ有効な意見交換実施の有効性について引き続き検討してまいります。</p>
	<p>7-4. 機関投資家は、本コードの各原則(指針を含む)の実施状況を適宜の時期に省みるにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則(指針を含む)の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表すべきである。</p>	<p>7-4. ・当社は、自らのスチュワードシップ活動が本コードの趣旨・精神に照らして真に適切な活動となるよう、自らのガバナンス体制・利益相反管理を含めた自己評価を定期的に行い、当社ウェブサイトに公表いたします。 (開示時期到来時リンク先⇒自己評価内容)</p>	<p>7-4. ・スチュワードシップ活動については、四半期毎に責任投資委員会へ報告し、各原則の実施状況を省みるにより、取組みの改善に繋げております。 ・本年度の自己評価結果については、当社ウェブサイト及びスチュワードシップ活動に係る年次報告において公表いたします。</p> <p><今後の課題> ・スチュワードシップ活動に係る年次報告を公表いたします。</p>